

広報

たかはま



ちようどいいまち
ちよっといいまち
これまでもこれからも
2020高浜市50th



2021
3.1
No.1359

こどもたちは
元気いっぱい!

高浜市乳児保育憲章(P9)をご覧ください



- P3 …… 高浜市市制50周年記念事業
- P4 …… 住所異動の手続きはお早めに
- P9 …… 高浜市乳児保育憲章
- P20… スポーツ大好き仲間を募集します

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

各種相談

市長との対話日

問合せ先 困秘書人事グループ(内線309)

税務相談(税理士)

相続・贈与・譲渡・住宅取得・申告などに関する税一般

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

労働相談(西三河事務所職員)

職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

市民相談(困市民窓口グループ職員)

市役所への意見・要望など

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

外国人への相談(ポルトガル語・ベトナム語のわかる相談員)

庁舎内の案内、通訳など

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

人権相談(人権擁護委員)

いじめ、虐待、差別などの人権問題

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

行政相談(行政相談委員)

国・県・市などに対する苦情・要望など

問合せ先 困市民窓口グループ(内線216)

消費生活相談(消費生活相談員)

消費者トラブルの相談など

問合せ先 困経済環境グループ(内線263)

教育相談

- ・いじめ、不登校
- ・学習、進路

問合せ先 いきいき 学校経営グループ(内線345)

心配ごと相談(弁護士)

問合せ先 社会福祉協議会 ☎52-2002

介護相談(地域包括支援センター職員)

問合せ先 いきいき 福祉まると相談グループ

☎52-9610

家庭児童相談(家庭児童相談員)

子どもと家庭の悩みごとなど

問合せ先 いきいき 福祉まると相談グループ

☎52-9872

母子・父子自立支援相談(母子・父子自立支援員)

自立に必要な情報提供・指導・相談など

問合せ先 いきいき 介護障がいグループ ☎52-9872

心理相談(臨床心理士)

問合せ先 いきいき 健康推進グループ ☎52-9871

障がい相談(相談支援専門員)

問合せ先 ・たかはま障害者支援センター ☎54-3009

・障がい者支援センター高浜安立 ☎57-6679

ひきこもり相談(アウトリーチ支援員)

問合せ先 自立相談支援センターこころん

☎54-5563

※新型コロナウイルスの関係で、各種相談の対応日時が流動的に変わる可能性があるため、3月1日号では対応日時を掲載していません。各担当窓口へ問い合わせのうえ、来庁してください。

📷 表紙写真：東海児童センターにて撮影(2/4)

高浜市役所 ☎52-1111 ☎52-1110

困市役所本庁舎、いきいき いきいき広場

市民の皆さまへの 市長メッセージ

1月13日に愛知県を対象に「緊急事態宣言」が発令されて以降、感染状況は多少の改善が見られるものの、医療提供体制は逼迫しており、非常に厳しい状態が続いております。

そのようななか、医療関係者の皆様におかれましては、日夜懸命に尽力いただいております。改めて深く感謝申し上げます。

本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、皆様のご協力により、爆発的な感染までには至っておりません。しかし、断続的に新規陽性者が発生していることから、予断を許さない状況にあります。

そのため、現在、新型コロナウイルスワクチンの接種の実施に向けて準備を進めております。

まずは、一般接種に先駆けて、医療従事者向けの接種を高浜豊田病院にて実施いたします。その後、高齢者から始まる接種については、高浜豊田病院および市内診療所での個別接種やいきいき広場での集団接種を行うことを予定しております。

市民の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年2月19日

高浜市長 吉岡 初浩

3月のカレンダー

7	日	9:00 南部まち協青空市(あっぱ) ※以降毎週日曜日開催
19	金	家族そろって食べる日(食育の日)
20	土	10:00 おもちゃ病院(エコハウス)
26	金	18:00 大山千本桜ライトアップ (~4/11 開花状況により変更あり) (大山緑地)
~3/21		永瀬正敏写真展《bloom》 (かわら美術館)

新型コロナウイルス感染症拡大ともなうイベントなどの中止・変更のお知らせは、随時市公式ホームページで発信します。



人口と世帯数 (令和3年2月1日現在)

■人 □/49,082人 (男 25,488人・女 23,594人)
■世帯数/20,593世帯



ちょうどいまち
ちよっといまち
これまでもこれからも
2020高浜市50th

高浜市市制 50周年記念事業

NEWS

令和2年4月1日より高浜市市制50周年YEARが始まりました。現在実施中の記念事業について紹介します。

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業については来年度に延期します。

高浜市市民会議50(大人チーム)企画事業



みんなが眼を輝かせるオリジナル食べ物作り事業

高浜市市制50周年をオリジナルの「味」で盛りあげよう!!

高浜市市民会議50の「大人チーム」で企画した「みんなが眼を輝かせるオリジナル食べ物作り事業」。市制50周年オリジナル食べ物に新しい仲間が登場しました!(※販売状況は、事前に問い合わせてください。)

現在、市内で多くのオリジナル食べ物が販売されています。今しか楽しめない味に出会えます!



オリジナル食べ物

クリーム揚げバーガー

BR Burger



オリジナル食べ物

飲み比べ3種+おつまみ1品

花 卵

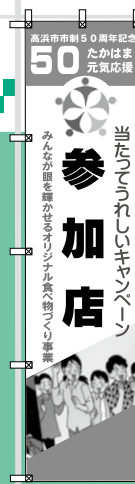


50たかはま元気応援キャンペーン 開催中です!

「新型コロナウイルス感染症に負けないよう、市内のお店を応援したい」という大人チームのメンバーの思いから、お買い物をした方に抽選で景品が当たる「50たかはま元気応援キャンペーン」が4月30日(金)まで開催されています。

キャンペーン参加店で500円(税込)お買い上げごとに応募券を1枚進呈、5枚集めたら景品が当たる抽選に参加できます。

詳しくは市公式ホームページを確認してください。



協力者募集中

50周年を「味」で盛りあげていただける市内事業者の方を引き続き大募集中!詳しくは市公式ホームページで確認ください。*



(※「50たかはま元気応援キャンペーン」参加店に追加登録することはできませんので、了承してください。)

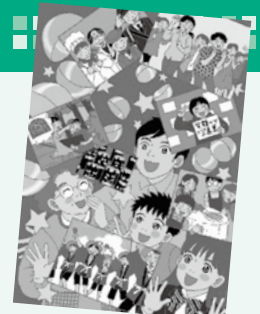
高浜市市制50周年記念事業

来年度も
実施
します!

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業を来年度(2021年度)に延期します。

高浜市市民会議50メンバーで企画した事業や、市民の皆さんから募集したアイデア事業など、まだまだ盛りだくさん!

実施が決定しましたら、『広報たかはま』、市公式ホームページなどでお知らせします!



問合せ先 団総合政策グループ ☎52-1111(内線339・366) Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp

春は卒業や入学、転勤や就職と住所異動の多い時期です。

住所異動の手続きはお早めに!


問合せ先 固市民窓口グループ ☎52-1111(内線214・218)

◆受付窓口 市民窓口グループ(市役所1階)

◆受付時間 平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
(平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。)

転入届・転出届・転居届

※住所異動の届出には、受付窓口へ来た方の**本人確認(身分証明書)**(*1)がかならず必要です。
※異動する本人や同一世帯の家族が届出をすることができない場合は**委任状**(*2)がかならず必要です。

区分	転入 *ほかの市町村から高浜市に住 所を移したとき	転出 *高浜市からほかの市町村へ住 所を移すとき (転出証明書を発行します)	転居 *高浜市内で住所を移したとき
届出期間	高浜市に実際に住み始めた日か ら14日以内に届出	転出する前(おおむね2週間前か ら)に高浜市に届出	新しい住所地に実際に住み始め た日から14日以内に届出
届出が できる人	<ul style="list-style-type: none"> 異動する本人 転入先の同一世帯の家族 同一世帯以外(委任状が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 異動する本人 異動する本人と同一世帯の家 族 同一世帯以外(委任状が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 異動する本人 異動する本人と同一世帯の家 族 同一世帯以外(委任状が必要)
持ちもの	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書(前住所地で発行) マイナンバーカード(所有者の み) ※カードに新住所を記載します。 本人確認(身分証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(登録者のみ) 本人確認(身分証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(所有者の み) ※カードに新住所を記載します。 本人確認(身分証明書)

(*1)本人確認(身分証明書)

①②のいずれかを持参

- ①官公署発行の顔写真付きのもの**1点**(運転免許証・パスポートなど)
- ②公的な顔写真なしのもの**2点**(健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証など)

(*2)委任状

- ・異動する本人の直筆であること(同一世帯の家族の場合は不要)
 - ・「委任状」の書式は右の見本を参考にしてください
- ①すべて、異動する本人が書いて(直筆)ください。
 - ②右の見本の△△△△△の部分に、委任する要件(転出・転居など)をか
ならず書いてください。
 - ③住所異動届の委任状の印鑑は認印で手続きができます。
 - ④委任者本人の本人確認(身分証明書)の提示が必要です。

見本

委任状

代理人 住所 ○○市○○町○番地
氏名 愛知一郎
生年月日 昭和○年○月○日

私は、上記の者を代理人と定め
次の権限を委任します。

1. △△△△△に関すること

令和 年 月 日

委任者 住所 高浜市青木町四丁目1番地2
氏名 高浜太郎 印
生年月日 昭和○年○月○日

- ◆その他
 - ・住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。
 - ・各種届出にともなう必要なものは、P5「住所異動にともなうそのほかの手続き」で確認してください。

住所異動にともなうそのほかの手続き

市役所 ☎52-1111

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカードが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項目	手続きに必要なもの			担当グループ	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合) 印鑑 口座番号のわかるものと銀行の届出印(口座振替の場合) ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。			市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階:窓口5番) (内線219・261)	
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳 ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。			市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階:窓口6番) (内線216)	
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。				
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 印鑑 			市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口4番) (内線217・227)	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証(転出・転居の場合) 印鑑 健康保険被保険者証 ※各種障がい者手帳が必要な場合があります。				
ごみの収集	届出は不要ですが、窓口でごみの出し方・ごみステーションなどの位置の説明を受けてください。			経済環境グループ (市役所1階:窓口7番) (内線264)	
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は新しい住所地で登録・異動届をしてください。				
上下水道の使用開始・中止	上下水道グループに来庁、または、電話などで手続きをしてください。 ※手続きに必要なものは原則ありません。			上下水道グループ (市役所2階:窓口23番) (内線277)	
児童手当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ (いきいき広場3階) (内線362) ※詳しくは問い合わせください。
	・印鑑	○	○	○	
	・申請者名義の預金通帳または振込先がわかるもの	○	×	×	
・申請者の健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入および各種共済年金加入の場合)	○	×	×		
児童・生徒の異動	【転入・転居】 市民窓口グループで発行された「就学校指定通知書」を指定された学校へ持参してください。 ※学区内での転居は「就学校指定通知書」は発行されません。 【転出】 現在通学中の学校に転出することを連絡してください。 ※国外転出入や外国籍の方は、別途手続きが必要な場合があります。			学校経営グループ (いきいき広場3階) (内線345)	
園児の異動	【転出・転居】 <ul style="list-style-type: none"> 在園児の方は在籍園に連絡してください。 認可外保育所や私立幼稚園の利用者で施設等利用給付(保育料の無償化)受給者はこども育成グループに問い合わせてください。 【転入】 <ul style="list-style-type: none"> 保育園の申込みはこども育成グループに問い合わせてください。 幼稚園の申込みは各園に問い合わせてください。 認可外保育所や私立幼稚園の施設等利用給付(保育料の無償化)については、こども育成グループに問い合わせてください。 			こども育成グループ (いきいき広場3階) (内線315・316)	

特集

お知らせ

情報ファイル

催し・募集

項目	手続きに必要なもの	問合せ先		
妊婦・産婦・乳児 健康診査 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 印鑑 前住所地発行の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票(所有している方のみ) ※転入時のみ手続きが必要です。	健康推進グループ (いきいき広場2階) ☎52-9871		
介護保険	必要なもの	転入	転居	転出
	・印鑑	○	○	○
	・介護保険被保険者証	×	○	○
	・介護保険負担割合証 (介護認定を受けている方)	×	○	○
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	×	×	○
※前住所地で要介護認定を受けていた転入の方は、「受給資格証明書」を持参してください。				
<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当 特別児童扶養手当 遺児手当 	必要なもの	転入	転居	転出
	・印鑑	○	○	○
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	要確認
	・所得証明書	○	×	×
	・住宅の契約書	要確認	要確認	×
※詳しくは問い合わせてください。 (状況により必要なものが異なります。)				
自立支援医療 (更生・育成・精神通院)	必要なもの	転入	転居	転出
	・印鑑	○	○	×
	・健康保険被保険者証	○	×	×
※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。				
各種障がい者手当 ※障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を所有している方	必要なもの	転入	転居	転出
	・印鑑	○	○	○
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	要確認
	・各種障がい者手帳	○	○	×
※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。(扶助料受給中の方は喪失手続きが必要です。)				
介護障がいグループ (いきいき広場2階) ☎52-9871				

特集

おしらせ

情報ファイル

催し・募集

そのほか生活関連事項の問合せ先

運転免許証	碧南警察署 ☎46-0110	町内会の 入会・退会	各町内会の理事または班長、市役所総合政策グループ (市役所2階：窓口29番)まで問い合わせてください。 ☎52-1111(内線366)
電話	加入の電話会社に問い合わせてください。		
郵便	高浜郵便局 ☎53-0198	電気	中部電力刈谷営業所 ☎0120-988-255
し尿の収集	高浜衛生(株) ☎53-0516	ガス	東邦ガス(株)刈谷営業所 ☎21-1647 ※プロパンガスについては最寄りの取扱店へ問い合わせてください。

国民年金

こんなときは かならず届出を!



国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。
厚生年金に加入している方が会社などを退職したときは、手続きが必要になります。
届出が遅れると、将来、年金を受給できない場合があります。
忘れずに届出をしましょう。

国民年金の加入者は3種類

- 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方
- 第2号被保険者…民間会社や公務員など、厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者…厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万未満)の方

◆手続きが必要な場合

どんなとき	どうする	届出先
民間会社などを退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者への加入手続き 扶養されている配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き 	市民窓口グループ
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 第3号被保険者への変更手続き 	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き 	市民窓口グループ
年金手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> 再交付の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者 市民窓口グループ 第3号被保険者 配偶者の勤務先
口座振替を開始・変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替納付(変更)申出書の提出 	口座のある金融機関
納付書を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> 納付書再発行の手続き 	刈谷年金事務所
保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> 保険料免除の手続き 	市民窓口グループ
学生で保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> 学生納付特例の手続き 	市民窓口グループ
50歳未満で保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> 納付猶予の手続き 	市民窓口グループ
65歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金の請求 	市民窓口グループ (第1号被保険者の期間のみ加入の方)

※このほかにも手続きが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 ・ 市民窓口グループ ☎52-1111(内線216)
 ・ 刈谷年金事務所 国民年金課 ☎21-2110

「高浜市自治基本条例」の見直しをおこないました

令和2年度は自治基本条例の見直しの年にあたり、「高浜市自治基本条例検証委員会」での意見交換を実施したほか、パブリックコメントを行い、今の高浜市にふさわしい条文であるかどうかの確認を行いました。

第3回目の会議では、パブリックコメントに寄せられた意見についての報告を中心に話し合い、委員会からの「検証報告書」をとりまとめ、市長に提出しました。



会議の日程や内容は市公式ホームページで紹介しています。市役所2階総合政策グループ窓口でも閲覧できます。

委員会の皆さんのおもな発言

- ◆ 条例自体はよいものと思うので、もっと市民の皆さんに知ってもらえるようにしたい。
- ◆ 市内の事業者さんなどにも知ってもらいたい。
- ◆ この条例の精神を若い人にも伝えていきたい。

委員会としてのおもな検証結果

- ◆ 第9条は市議会での検証結果を尊重する。
- ◆ 第24条で、現状、5年ごとに条文見直しをしようとしているが、施行状況を毎年確認する仕組みを作ることとして、10年ごとの見直しでよいと思う。

令和2年度高浜市自治基本条例検証中間報告書にかかるパブリックコメントの結果をお知らせします

意見募集期間 12月1日(火)～ 18日(金)	提出 件数	提出 人数	対応意見 ※			
			①修正	②原案どおり	③意見として承り	④その他
	37件	10人	0件	20件	5件	12件

- ※①修正=原案に対する意見に基づいて原案を修正したもの
- ※②原案どおり=原案に対する意見を検討したが、原案のとおりとしたもの
- ※③意見として承り=原案の内容以外の意見を承ったもの
- ※④その他=感想や質問など

おもな意見と意見に対する回答

	意見箇所	意見(概要)	回答(概要)	対応
第9条 議会の役割と 責務	【現状】 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。 【見直し後の修正案】 監視し、抑制と均衡を図る機能	これまでどおり「市政運営を監視及びけん制する機能」という言葉がふさわしい。	【市議会再検証の結果】 意見として承ります。	②原案どおりとします ※「検証中間報告書」の検証委員会意見のとおりとする
第24条 条例の検証と 見直し	【現状】 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。 【見直し後の修正案】 10年を超えないごとに	条例の見直しの間隔が10年では長過ぎる。5年または、より短期間で見直す必要があるのではないか。	毎年行っている総合計画の進捗管理とあわせ、自治基本条例に即した動きができているかをチェックすることとすれば、条文の見直し期間が10年を超えないごとも支障はないと考えます。なお、必要の都度、条例の見直し・修正は可能です。	②原案どおりとします ※「検証中間報告書」の検証委員会意見のとおりとする

問合せ先 総合政策グループ ☎52-1111(内線365)



3月の児童センター

■東海児童センター ☎52-5126 ■高浜児童センター ☎57-6468
 ■吉浜児童センター ☎52-1019 ■翼児童センター ☎54-2833
 ●開館時間 月曜日～土曜日、午前9時～正午・午後1時～5時
 ●休館日 日曜日・祝日・年末年始

児童センターの行事

※新型コロナウイルス感染症対策のため、来館時には、マスクの着用や手の消毒にご協力をお願いします。

場所	行事名	月日	時間	対象	申込※参加費
東海	トランポリンやトンネルくぐりなど、体を動かして遊ぼう!	3/11(木)	10:30～	乳幼児親子10組	有 3/3(水)～
高浜	タオルを使ってあそぼう	3/12(金)	10:00～	乳幼児親子10組	有 3/3(水)～
	新しいたかぴあサブアリーナであそぼう～みんなで鬼ごっこ～	3/13(土)	10:00～	小学生20人	
	新しいたかぴあサブアリーナであそぼう 集まれ中高生! ～3月はスポーツ新聞玉合戦②～		11:00～	中高生20人 ※当日参加OK	
	風船あそびをしましょう	3/19(金)	10:00～	乳幼児親子10組	
翼	お別れ会&お楽しみ会! 今年度、最後の親子教室だよ	3/8(月)	10:00～	乳幼児親子12組	有 3/1(月)～
		3/11(木)			

詳しくは、子育て支援ネットワーク・各児童センターのホームページ・センターだよりを確認してください。

子育て支援ネットワーク HP



スマホ版



モバイル版

高浜市乳児保育憲章を知っていますか?

市では、「高浜市乳児保育憲章」を定め、乳児に関わる大人が、乳児をひとりの人として大切に、待つことを大切に、乳児の声なき声を聴くことに心をくだくことに努めることとし、乳児を預かる保育所などでは、この憲章の理念をいかした保育を行っています。

地域の皆さんと一緒になって、次世代の高浜市を担ってくれる子どもたちを育てていくという想いも込められています。

高浜市乳児保育憲章

平成21年3月18日制定

高浜市では、一人一人の乳児が、人として大切にされ、安心できる環境の中で、自分を深く信頼し、のびのびと育つことができるように、次のことに心がけて、乳児を育てていきます。

1. 乳児の可能性を信じ、その表情や態度から、一人一人の乳児の声を聴き取る努力をする中で、それぞれのもつ力が豊かに引き出されるよう、育てていきます。
2. 乳児の経験を大切に、「見守り」、「気かけ」、「待つ」ことに心をくだし、育てていきます。
3. 地域のすべての大人が、乳児の健やかな成長を願い、それぞれの家庭の子育てを支え、支えあいます。

問合せ先 [いきいき](#) 子育て支援グループ ☎52-1111 (内線363)

【子どもの定期予防接種】



予防接種の一覧	BCG、4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)、MR(麻しん・風しん混合)、DT(ジフテリア・破傷風混合)、日本脳炎、ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)、小児肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタワクチン、子宮頸がん予防ワクチン※ ※厚生労働省の勧告(平成25年6月14日健発0614第1号厚生労働省健康局長通知)により、子宮頸がんワクチンの定期接種を積極的に勧奨していません。接種を希望する方は、厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレット「小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」を確認のうえ検討いただき、いきいき健康推進グループへ連絡してください。
対象者	高浜市に住民登録があり、定期予防接種の対象年齢にある方
接種場所	実施医療機関(詳しくは、予防接種手帳、「令和2年度母子保健事業・予防接種の日程」で確認してください。)
持ち物	母子健康手帳、接種する予診票、健康保険証、子ども医療費受給者証 ※母子健康手帳はかならず持参してください。
接種期間	通年
その他	実施医療機関に問い合わせをして接種してください。転入した方は、母子健康手帳を持って、いきいき広場へ来場してください。 【予防接種の広域化について】 かかりつけ医が高浜市外にある場合など、定期予防接種が県内の医療機関で受けることができます。詳しくはいきいき健康推進グループに問い合わせてください。 【異なるワクチンの接種間隔について】 令和2年10月1日から、異なるワクチンの接種間隔が、以下のように改正されました。 【改正前】生ワクチンは接種後27日以上、不活化ワクチンは接種後6日以上の間隔をおく。 →【改正後】注射生ワクチンどうしを接種するには、接種後27日以上の間隔をおく。 そのほかの接種間隔については、制限がなくなります。

予防接種を
遅らせることなく
接種しましょう。

- 予防接種は、感染症にかかりやすい年齢などをもとに接種時期が決まっています。とくに、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからももらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
 - 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください(※)。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。
- ※体調が悪いときは、予防接種や乳幼児健診を控え、元気になったらあらためて予定を立てましょう。

【衣浦東部保健所行事】

問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	10日(水)	9:00~11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	※要予約 ☎21-9338
こころの健康医師相談	16日(火)	14:00~16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	※要予約 ☎21-9337
骨髄バンクドナー登録	毎週1・2火曜日(23日・30日を除く)	9:00~11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳~54歳の健康な方	※要予約 ☎21-4797
肝炎検査	第1・2火曜日(23日・30日を除く)	9:00~11:00	B・C型肝炎検査結果成績書を必要とされる方の検査はできません。	予約不要
エイズ・梅毒検査	第1・2火曜日(23日・30日を除く) 第3月曜日	9:00~11:00 18:00~19:00	匿名で検査ができます。	

3月 4月の休日等在宅当番医



☆高浜市医師会

<診療日>日曜および祝日

<診療時間>9:00~12:00、13:30~17:00

月日	医院名	町	電話
3月7日	たねむら耳鼻咽喉科	神明	54-3434
14日	おかべ歯科眼科クリニック	向山	52-7775
20日	三河皮膚科	小池	52-8008
21日	岩月外科内科クリニック	稗田	53-3458
28日	近藤医院	屋敷	53-0029
4月4日	寺尾内科小児科	小池	53-0073
11日	増田耳鼻いんこう科医院	沢渡	52-3030
18日	たかほま整形リウマチクリニック	沢渡	52-5221
25日	吉浜クリニック	呉竹	52-5110
29日	岩井内科クリニック	二池	54-1019

☆高浜市歯科医師会

<診療日>日曜

<診療時間>9:00~12:00

月日	医院名	町	電話
3月7日	ユヤマデンタルオフィス	湯山	54-0007
14日	森田歯科医院	沢渡	52-2336
21日	稲垣歯科医院	稗田	52-5611
28日	港デンタルクリニック	二池	52-6666
4月4日	かじかわ歯科	湯山	52-6456
11日	キララ歯科	神明	54-5454
18日	かとう歯科クリニック	屋敷	54-4488
25日	おかべ歯科眼科クリニック【歯科】	向山	52-7775

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、
救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ<https://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせてください。

令和3年 3月の 保健ガイド

問合せ・相談は

いきいき健康推進グループ ☎52-9871

*年間スケジュールは市公式ホームページに掲載しています。



むらた ゆず
村田 柚ちゃん



こんどう そうま
近藤 蒼真くん

各健診の受付時間はかならず守ってください。受付時間を過ぎた場合は、次回の健診の受診となります。

お知らせ

- ・駐車場は三河高浜駅西立体駐車場を利用してください。駐車券をお渡します。
- ・感染症対策として、健診の内容を一部変更する場合があります。また密を避けるため、受付時間を通常と変更して実施します。詳しくは個別通知にてお知らせします。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場：いきいき広場

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
4か月児健診	19日(金)	対象者に通知	★令和2年11月生まれ	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 健診アンケート バスタオル 	※授乳を済ませてきてください。
1歳6か月児健診 フッ化物歯面塗布	24日(水)		★令和元年8月生まれ	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 健診アンケート 歯ブラシ2本 (1本は新しいもの) 	※歯みがきを済ませてきてください。 ※フッ化物歯面塗布は、希望児のみ実施(料金 300円)
2歳児・ 2歳6か月児 歯科健診、 フッ化物歯面塗布	5日(金)		(2歳児) ★平成31年2月生まれ (2歳6か月児) ※希望者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 歯ブラシ2本 (1本は新しいもの) 健診アンケート 	※2歳6か月児で歯科健診を希望する方は健康推進グループへ問い合わせてください。
3歳児健診	3日(水)		★平成30年2月生まれ	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 健診アンケート 	※歯みがきを済ませてきてください。
5歳児健診	10日(水) 17日(水)	対象者に通知		<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 健診アンケート 	※歯みがきを済ませてきてください。
ちびっこ相談	22日(月)	9:30~ 要予約	0歳~就学前のお子さん とその家族	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 	希望する方は健康推進グループへ問い合わせてください。
発達相談	要予約	就学前のお子さん とその家族			
言語相談					
ママプチさろん	18日(木)	9:45~10:00 要予約	妊娠した方	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 母子健康手帳副読本 	
パパママ教室	13日(土)	要予約	パパ・ママになる方	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 筆記用具 	会場：高浜市いちごプラザ ※健康推進グループへ電話予約
こんにちは! あかちゃん訪問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃん のいるすべての家庭 (里帰り出産者も可)	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 タオル 	留守番電話に伝言が残っていた方、 里帰り中で市内に不在の方は連絡 してください。
母子健康手帳 交	毎週火曜日 (祝日を除く)	9:00~9:20	妊娠した方とご家族 ※妊娠に気づいたら早め に医療機関を受診しま しょう。	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出書 外国籍の方は在留 カード(外国人登録 証明書)など 妊婦の個人番号カ ードまたは妊婦の通 知カードと写真入り 身分証明書 	※予約不要 ※初産婦さんは9:30~10:00 プレママ教室があります。 ※日程の都合の悪い方は健康推進 グループへ連絡してください。 ※できるだけ妊娠11週までに届出 をしましょう。

【成人】

会場：いきいき広場

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	16日(火)	要予約	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの予防を目的とし た、管理栄養士による食生活や栄養面に関する相談 (1人30分程度)	※健康推進グループへ電話予約



いのち
支える

令和2年度

自殺対策 強化月間

3月1日(月)～31日(水)

3月は自殺対策強化月間です

市では、令和2年3月に『たかほま自殺対策計画』を策定しました。「気遣い、うやまい、思いやり、みんなで助け合える社会をつくろう。」をキャッチフレーズとし、計画の基本施策として、自殺対策を支える人材の確保、養成、資質の向上を図ります。その具体的な取り組みとして、ゲートキーパーの養成を掲げています。

ゲートキーパーとは、自殺の危険性がある人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。あなたの周りに「最近、元気がない」「いつもとようすが違う」など気になる人はいませんか？そんなサインに気づいたら、まずは声をかけてみてください。あなたの優しいひとことが、「あなたのことを心配している」という気持ちを伝え、大切ないのちを守ります。

こんなようすに気づいたら…

さりげなく、「あなたのことを心配している」という気持ちを伝えましょう。



表情が暗く
元気がない

元気がないけど
大丈夫？



体調不良を
訴える

疲れているみたいね。
眠れてる？



お酒の量が
増えた

無理してるんじゃない？
気を付けてね。



口数少なく、
周囲との
交流を避ける

何か心配事があるの？
よかったら話して。

問合せ先 ・ いきいき なんでも健康相談 ☎52-9871
・ 衣浦東部保健所 こころの健康相談 ☎21-9337

市民記者カメラマンを募集します!

『広報たかほま』などの広報媒体に写真を提供する市民記者を募集します(若干名)。活動期間は、4月から1年間です。

申込方法 2月19日(金)から市役所総合政策グループ備えつけ、または市公式ホームページよりダウンロードした応募用紙にて申込み。
※期間は1年間。詳しくは問い合わせてください。

市民記者の
皆さんによる
写真



申込・問合せ先 総合政策グループ ☎52-1111(内線339)

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

令和3年

春季全国火災予防運動

3月1日(月)～7日(日)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣 4つの対策

3つの
習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、かならず火を消す。

4つの
対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災報知器の維持管理について

……………定期的な作動確認……………

点検ボタンを推すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)警報器の本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

……………古くなったら交換……………

火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。(※2)警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

- ※1 住宅用火災報知器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的を実施してください。
- ※2 故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせてください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

問合せ先 衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎63-0136

文化財防火デー

1月26日 消防訓練を実施

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂壁画が焼損したことから、昭和30年にこの日が「文化財防火デー」と定められました。文化財を火災・震災などの災害から守るため、この日を中心に、毎年全国的に文化財防火運動が実施されています。

高浜市でも田戸社(田戸町六丁目)において、消防署の指導のもと、神社の関係者や文化財保護委員が消防訓練を実施しました。今後も文化財愛護のより一層の高揚と、防災意識の啓発を図っていきます。



問合せ先 **【いきいき】文化スポーツグループ**
☎52-1111(内線330)

Camera Report カメラレポート



吉浜ふれあいプラザで 防犯グッズの展示会

2月28日
まで

吉浜地区のまちづくりの拠点である「吉浜ふれあいプラザ」で、碧南警察署と協力して防犯グッズの展示会が行われました。侵入盗対策に適した砂利や、受話器に簡単に取り付けられる小さな録音装置など「あつたら心強いな」と思われる製品に、来場者は感心して見入っていました。



❖ 市誌編さんだより Vol.22 ❖

令和3年夏ごろ刊行予定! 編集作業もいよいよ大詰めを迎えています。

新編高浜市誌『高浜市のあゆみ』目次案

第1章 わたしたちの“まち”

第1章 高浜市のすがた

第2章 個性あふれる五つの地区

第2編 高浜のあけぼの

第1章 先史・古代の高浜

第2章 中世の高浜

第3編 時代をあゆむ

第1章 近世の高浜

第2章 近代の高浜

第4編 未来をつくる“挑戦”—現代の高浜—

第1章 戦後期の社会と経済の大変革

第2章 都市化の進展とまちの変貌

第3章 高浜を象徴する地場産業

第4章 商業・観光・食

第5章 福祉・保健医療

第6章 市民主体のまちづくり

第5編 まちを語る

第1章 高浜の産業

第2章 高浜の暮らし

第6編 守り、伝える

第1章 守り、伝える「モノ」

第2章 守り、伝える「コト」

新編高浜市誌『高浜市のあゆみ』は本年度内の刊行をめざしていましたが、新型コロナウイルス感染症による調査・執筆などへの影響により、刊行時期は今年の夏ごろを予定しています。

今後も情報を発信していきますので、刊行を楽しみにお待ちください。



※こちらの原稿は編集集中のものです。刊行時には内容が変更になる場合もあります。

新編高浜市誌『高浜市のあゆみ』のおもな特徴

①市制施行後のあゆみを重点的にまとめている

これまでに刊行されている高浜町誌(昭和41年刊行)・高浜市誌(昭和51年刊行)に収められていない市制施行後(昭和45年以降)の人びとの暮らしや産業の動きに重きをおいてまとめています。

②どの世代にもわかりやすく活用しやすい

幅広い世代に活用いただけるよう、フルカラー刷りで写真や図を多用するとともに、読みやすさを意識した表現にしています。大きさもB5判の約500ページで、同梱の文化財マップを片手にまち歩きといった活用もできます。



▲瓦を天日干しするようす(昭和41年頃)郷土資料館蔵

◇自宅や地域に、高浜に関する書物、写真、チラシなど(特に明治時代～昭和)がありましたら、ぜひ情報をお寄せください。
◇市誌編さんに関する内容は、市公式ホームページの「文化スポーツグループ」のページでも紹介しています!

問合せ先 [いきいき](#) 文化スポーツグループ ☎52-1111(内線331)

これからの図書館のカタチカラ

第3回 データから見る 高浜市の図書館のスガタ

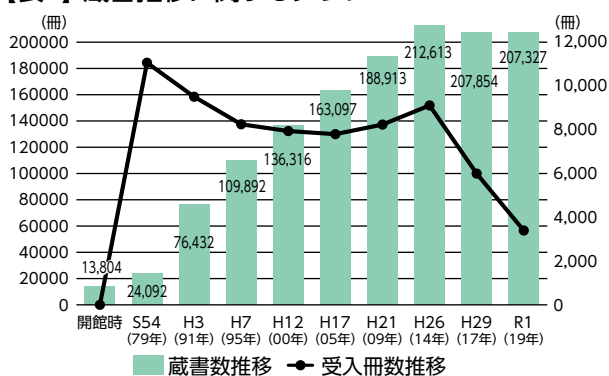
図書館の移り変わり

今回は図書館の統計データから今後のスガタを考えてみます。

高浜市立図書館は、市民の皆さんの「知りたい」「調べたい」にこたえる場としての役割や図書を通じて市民交流の観点から、開館以来さまざまなジャンルの図書を収集し、約1万3千冊であった蔵書は現在約20万冊7千冊あります。

【表1】には棒グラフによる蔵書数の推移と折れ線グラフによる受入冊数（購入と寄贈など）の推移、【表2】には図書館の主なあゆみを抜粋して表してい

【表1】 蔵書推移に関するグラフ



ます。蔵書数を見ると平成26年をピークに横ばい傾向にありま

高浜市において、これからの時代にふさわしい「図書館のあり方」(役割・必要な機能)について、『これからの図書館のカタチ・チカラ』と題して、『広報たかはま』などをとおして市民の皆さんとともに考えていきます。

今号では図書館のこれまでのあゆみや統計データを用いて図書館の今後のカタチを考えていきます。

出典データ：各年度の図書館概要

【表2】 高浜市立図書館のおもなあゆみ

S 54(1979)	4月に現在の図書館がオープン。
H 3 (1991)	図書館の増築工事を実施。1階に学習室(現:えほんの森) 2階に閉架書庫スペースを増築
H 7 (1995)	碧海5市図書館相互利用開始(在住・在学・在勤)
H 17(2005)	子ども読書支援室を開設。公募により愛称を「えほんの森」とする。
H 21(2009)	図書館に指定管理者制度を導入
R 1 (2019)	図書館開館 40周年

して本選びの手助けをしていた

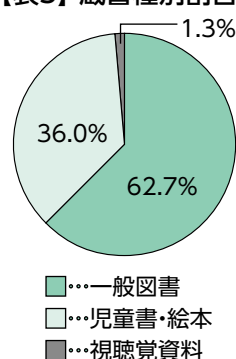
高浜市のつよみとは？

かぎられたスペース・蔵書を有効に活用するうえで、高浜市のチカラ(特徴)とは何かを考えていきます。

これは通路など動線を考えると図書館へ置ける蔵書数については飽和状態(スペースのぎり)であることから、収蔵と除籍を並行しているためです。

【表3】の蔵書種別割合を見

【表3】 蔵書種別割合



だいているボランティアの読書アドバイザーを配置した『えほんの森』が開設されて以降、子ども読書活動を推進してきたスガタがあるからです。

ブックスタートや保健センター健康との連携などをとおして、子どもがコトバを学んだり、感性を磨いたり、大人になるうえで大切な創造力を豊かにする取り組みで「学びの根っこ」を育み、子どもの健やかな成長を支援しています。

また幼少期には文字や絵で伝えることだけでなく、声で読み聞かせることで印象に残ることもありますよね。読み聞かせ活動の場をつくることにより図書ボランティアの養成にもつながっています。このつよみをいかながら、図書の貸出だけではなく親同士の情報交換など交わるチカラを生みだす、そんな図書館の役割の変化に対応したカタチが今後求められるのです。

◆図書館での催しに関しては23ページに記載がある「図書館情報」や図書館公式ホームページ・フェイスブック・ツイッターを確認してください。

◆今後も図書館の取り組みなどについては『広報たかはま』でお知らせします。



▲ホームページ

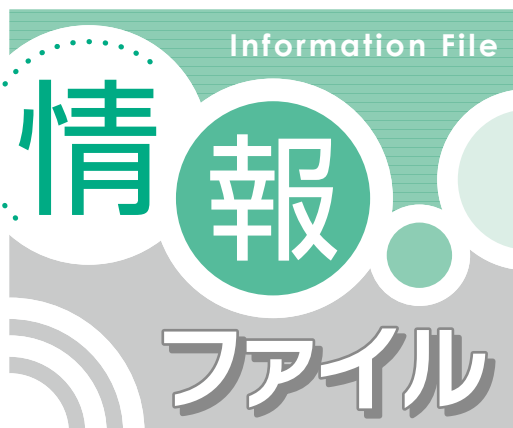


▲フェイスブック



▲ツイッター

問合せ先 いきいき文化スポーツグループ ☎ 52-1111(内線331)



福祉

受給者の方へ振り込みのお知らせ

◆**児童扶養手当** 3月11日(木)に指定の口座に振り込みます。

◆**市障害者扶助料・遺児手当** 令和2年度後期(10月～3月)分を3月31日(水)に指定の口座へ振り込みます。

記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。また、次回からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、介護障がいグループで手続きをしてください。

問合せ先 いきいき介護障がいグループ
☎ 52-19871

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の方へ「児童扶養手当」が変わります

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。(障害基礎年金等以外の公的年金などを受給している方(障害基礎年金等を受給していない方)は、調整する公的年金等の範囲に変更はありません)

すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請は不要です。それ以外の方は、いきいき広場の窓口で児童扶養手当の申請が必要になります。

3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日(水)までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。3月分と4月分の手当は5月に支払われます。

問合せ先 いきいき介護障がいグループ
☎ 52-19871

障がいのある方へタフシー料金を助成します

対象

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税種別割の減免または軽自動車税種別割の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります。)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護障がいグループで申請。

申込期間 3月25日(木)から随時
利用可能期間 4月1日(木)～1年間

※4月1日(木)より前の利用は不可
問合せ先 いきいき介護障がいグループ
☎ 52-19871

居宅介護支援券の利用期間は3月31日(水)まで

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や理美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業、シルバー人材センターの家事援助事業などに利用できる「居宅介護支援券」の利用期間は3月31日(水)までです。現在お持ちの支援券につい

ては3月中に使用してください。
問合せ先 いきいき介護障がいグループ
☎ 52-19871

医療

子ども医療費・母子家庭等医療費受給者証

子ども医療費受給者証または母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で、左記の対象者に該当する方は、3月31日(水)をもって受給資格が喪失になります。そのため、4月1日(木)以降医療機関などを受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。なお、現在使用している子ども医療費受給者証または母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に破棄していただくか、困市民窓口グループまで返還してください。

対象者
・子ども医療…今年度満15歳に到達する子

・母子家庭等医療…今年度満18歳に到達する子、末子が今年度満18歳に到達する母または父

問合せ先
困市民窓口グループ(内線217・227)

税

土地価格等縦覧帳簿・
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和3年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間

4月1日(木)～5月31日(月)
※土・日曜日、祝日は除く。

縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

市役所1階税務グループ窓口

縦覧できる方 納税者、同居の家族

および納税管理人

※そのほかの方は委任状が必要

※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)

を提示

※課税明細書の送付および課税台帳

の閲覧については、4月中旬を予定しています。

問合せ先 税務グループ

(内線244・245)

相談

司法書士会による
無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記についての相談会を開催します。(税金の相談を除く) とき 4月3日(土) 午前9時～11時 ところ 市役所1階 多目的会議室 申込方法 4月1日(木) 午後4時までにかならず電話で申込み。 ※予約のない方は受けられません。 予約・問合せ先

愛知県司法書士会西三河支部所属
予約担当司法書士 海藤洋文
☎52-10150

※平日午前9時～午後4時

善意をありがとうございました(敬称略)
ございました

市へ

杉浦敏晴

社会福祉協議会へ

永柳和枝、

マリオン高浜店



後期高齢者医療被保険者の医療費に充てられる大切な財源

後期高齢者医療保険料
随時分の納期限は
3月31日(水)です

～かならず納期限内に納めましょう～

●対象者

令和3年1月中旬に

①75歳になった方

②障害認定により、後期高齢者の資格を取得した方

③後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方

※対象者には、令和2年度の「後期高齢者医療保険納入通知書」を令和3年3月中旬に送付します。

●納付窓口

・最寄りの金融機関

・市役所内指定金融機関

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111(内線227・217)



国民健康保険税随時期の納期限は
3月31日(水)です

～かならず納期限内に納めましょう～

納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

指定金融機関もしくは市市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111(内線219・261)

募集

自衛官募集

【予備自衛官補】

【一般】 18歳以上34歳未満

【技能】 18歳以上で、上限53歳

55歳未満

※いずれも自衛官未経験者または自衛官経験1年未満の者

受付 4月9日(金)まで

試験日

4月17日(土)～21日(水)のうち1日

【自衛隊一般曹候補生】

18歳以上33歳未満

受付 3月1日(月)～5月11日(火)

試験日 左記のうちの1日

・一次 5月21日(金)～30日(日)

・二次 6月18日(金)～7月4日(日)

【自衛隊幹部候補生(一般)】

【大卒程度試験】

22歳以上26歳未満

【院卒者試験】

20歳以上28歳未満で修士課程修了者など(見込含)

受付 3月1日(月)～4月28日(水)

試験日

・一次 5月8日(土)、9日(日)

・二次 6月8日(火)～14日(月)のうち1日

・三次 下記のうちの1日

海上…7月5日(月)～9日(金)

航空…7月17日(土)～8月5日(水)

【自衛隊幹部候補生(歯科・薬剤科)】

資格 20歳以上30歳未満で専門の大卒(見込含)の者

※薬剤科は20歳以上28歳未満の者

受付 3月1日(月)～4月28日(水)

試験日

・一次 5月8日(土)

・二次 6月8日(火)～14日(月)

【自衛官候補生】

資格 18歳以上33歳未満

受付 通年

碧海5市公安系公務員 ガイダンス

各官署制度概要などの説明、個別相談など(自衛官、刑務官、警察官、海上保安官、消防士)

対象 公安系公務員の仕事に興味がある方およびその家族

とき 3月14日(日) 午後2時～4時

(受付 午後1時30分～)

ところ 刈谷市総合文化センターアイリス 401・402号室

問合せ先 *

自衛隊安城募集案内所

☎ 74-6894

令和3年4月 し尿収集作業日程表

日	曜日	区 域	日	曜日	区 域
4月1日	木	青木町	16日	金	呉竹町 屋敷町
2日	金	青木町 春日町	20日	火	屋敷町 向山町
6日	火	湯山町 神明町 沢渡町	21日	水	向山町
8日	木	稗田町	22日	木	小池町
9日	金	二池町 長ホース	23日	金	小池町
12日	月	芳川町 碧海町	26日	月	新田町 八幡町
13日	火	田戸町	29日	木	論地町 清水町
15日	木	本郷町 呉竹町			

し尿収集作業日程のお知らせ

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

連絡先(収集業者)

高浜衛生㈱ ☎ 53-0516

し尿

その他

特定生産緑地の指定受付

平成4年に指定された生産緑地に対し、特定生産緑地への指定を受け付けています。所有者の方へは、市より資料を送付(※)したので、指定を希望する場合は、期間内にならず手続きしてください。詳しくは、送付した資料および、市公式ホームページを確認してください。

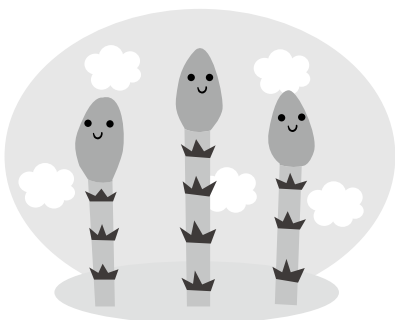
※平成30年実施の「指定意向調査」で回答された連絡先へ送付済み。

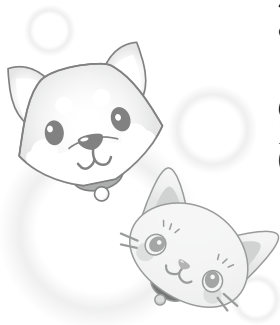
手続き期間

3月31日(水)まで

手続き・問合せ先

両都市計画グループ(内線280)





衣浦斎園
 問合せ先 衣浦斎園
 ☎ 48-1620

休業日 1月1日・友引の日
受付 午前9時～午後4時30分
使用料 1匹 1,080円

犬および猫などペットの火葬については、集合火葬となります。個々の要望やお骨を拾うことはできません。来園の際は、次のことについて理解と協力をお願いします。

- ・ダンボールなど、紙製の箱に入れてください。
- ・首輪、ビニール、プラスチック類、毛布など繊維類、飲食物など燃えにくいものは入れないでください。
- ・火葬できる大きさは、長さ150cm、幅70cm、高さ60cm以内のダンボール箱に収まる大きさです。
- ・いっしょに火葬したいそのほかの物については、問い合わせてください。

衣浦斎園からのお知らせ
ペットの火葬について

衣浦東部広域連合消防局救命講習会【令和3年3月開催分】

会場	知立消防署	刈谷消防署	安城消防署
講習会名	普及員講習再教育 応急手当普及員の資格を有する方が、前回の講習受講日から3年以内に再度受講するための講習	普通救命講習I 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など	普通救命講習II 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まったときの処置など
開催日時	3月21日(日) 午前9時～正午	3月21日(日) 午前9時～正午	3月20日(土) 午前9時～正午
定員	先着20人 無料		
募集開始	3月5日(金) 午前9時		
問合せ・申込	☎81-4144 救急係	☎23-1299 救急係	☎75-2494 救急係
対象者	碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市在住、在勤、在学の方でいずれの会場でも受講できます。		
備考	※講習時間は、受講者数および講習の進捗度などにより短縮する場合があります。 ※救命講習会を団体で受講する方は、最寄りの消防署へ問い合わせてください。 ※講習内容は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた心肺蘇生法となります。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会を中止する場合があります。開催状況は、ホームページ http://www.kinutoh.jp を確認してください。		

広告

弁護士法人

白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

代表弁護士 白濱重人

- 相続、遺留分、離婚
- 不動産、建築トラブル
- 交通事故、労災事故
- 破産、債務整理
- 企業法務



相談料無料 (初回30分)

刈谷事務所

☎0566-91-0210
 刈谷駅南口よりすぐ
 刈谷市若松町2丁目2番

岡崎事務所

☎0564-54-3777
 JR岡崎駅東口よりすぐ
 岡崎市羽根町字北ノ郷45

高浜にお住いの皆様へ

長年溜まった配水管の汚れ
高圧洗浄でゴツリ落としませんか?

おうちまるごと(外・中配管)
¥33,000 (税込)
 外配管のみ
¥16,500 (税込)

排水管内の詰まりを解消！
排水管 高圧洗浄

お住まいのこのなら
何でもお気軽にご相談ください。

※詰まり等の状況によっては再見積もりさせて頂く場合があります



お問い合わせ **株式会社 シンカ** 水曜定休
 高浜市湯山町 2-3-8 ☎0566-52-0444
 e-mail:cinca-info@cinca.co.jp [担当 ふじおか]



YouTubeチャンネル
 CINCA films

スポーツ 大好き仲間を 募集します!!

市内では、子どもから大人まで、さまざまな方を対象としたスポーツ活動が、活発に行われています。

新年度のスタートに合わせ、気分を新たに体を動かしてみませんか。

※新型コロナウイルス感染症感染対策にともない日時などの変更がある場合は各団体より周知します。

問合せ先 いきいき 文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線330)

種目	団体名	練習日時	練習場所	対象	会費	問合せ先	申込方法	その他
バドミントン	バドミントン協会	週2回程度	市内体育館	—	500円程度 (1回)	長尾潤 ☎090-1289-4725	電話連絡	
空手道	日本空手松涛連盟	日 19時～21時	南中学校体育館	5歳以上	2,000円/月 ※保険料含む	高須賢造 ☎53-5669	練習会場にて直接	体験期間3か月間あり
		水 19時～21時	南中学校柔剣道場					
		土 14時～16時	武道館					
	和道会	武道館						
		日 10時～12時			1,000円/月	坂野修 ☎090-4229-5954		
		水 19時～21時						
剣道	剣道スポーツ少年団	小学生 火・金 19時～20時 土 18時30分～20時	火・金 武道館	小・中学生	6,000円/年	井出晴昭 ☎53-7638	練習会場にて直接 3/25(木)以降	高校生以上の方で興味のある方は一度問い合わせてください。
		中学生 火・金・土 20時～21時	土 メインアリーナ					
弓道(教室)	弓道協会	4/3～7/31 毎週土曜日開催 10時～12時 ※7/3・7/10のみ夜間	碧南市港湾スポーツセンター弓道場	中学生以上 経験問わず	4,000円 (スポーツ傷害保険含む)	内藤和史 ☎080-2104-1534	電話連絡	4/3(木)までに申込
バレーボール(9人制)	バレーボール協会							
	高南	土 19時～21時	港小学校	15歳以上の女性 ※中学生不可	7,000円/年	大山唯 ☎090-3554-5735	電話連絡もしくは練習会場にて直接	
	高取	土 19時～21時	翼小学校		10,000円/年	深谷加代 ☎52-2174		
高浜	土 19時～21時	高浜南中学校ほか	1,000円/月		市川梓 ☎090-1757-5492			
硬式庭球	硬式庭球協会	土・日 13時～17時	コパン高浜テニスコート	中学生以上で初級者以上の方	年会費1,000円 月会費1,700円 (但し、3か月分一括払い)	高浜硬式庭球協会 HP問い合わせ www.takahama-tennis.com/	練習会場にて直接	初・中級者向けの練習会も実施しています。
グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフ協会	水・土 5月～10月 8時30分～ 11月～4月 9時～	吉久伝公園 翼小学校 碧海グラウンド 五反田第2グラウンド	—	3,000円/年	深谷清博 ☎53-4907 加藤タカエ ☎52-6087	電話連絡もしくは練習会場にて直接	クラブ、ボールは個人で購入
卓球	たかはまSC	火 18時45分～21時 土 14時30分～18時	高取小学校ほか	小・中学生 ※土曜日を 含む週2回参加できる方 (幼児要相談)	2,000円/月	神谷達也 ☎090-3939-3937	電話連絡	NPO法人たかはまスポーツクラブの会員になることが条件(別途会費必要)
	ディアフレンズスポーツ少年団							
ソフトボール	高浜市ソフトボール連盟	日(試合の開催)	流作グラウンド	15歳以上の男子(除く、高校チーム登録者)によって編成されたチーム	新規 35,000円/年 継続 30,000円/年	石川博 ☎53-2590	電話連絡	http://www.ipc-tokai.or.jp/~ts/
	高浜レディース	—	流作グラウンド 他グラウンド	15歳以上の女子(除く、高校チーム登録者)	—	野々山清恵 ☎52-5655	電話連絡	http://www.ipc-tokai.or.jp/~ts/
	愛知PHOENIX(フェニックス)S.B.C	毎週土・日	流作グラウンド 他グラウンド	中学生男子	入会金 12,000円 会費 7,000円/月	井ノ口敏功 ☎080-5129-9182	電話連絡	aichiphoenix.89dream.jp
バスケットボール	バスケットボール協会	—	—	—	—	深谷直弘 ☎090-6462-2100	電話連絡	

訂正

『広報たかはま』2月1日号24ページ「第50回市民スポーツ大会結果」に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

柔道 中学生(第3リーグ)

【誤】 優勝 松本竹蔵 2位 今井想大

【正】 優勝 松本竹蔵 今井想大

スポーツ大好き仲間を募集します!!

種目	団体名	練習日時	練習場所	対象	会費	問合せ先	申込方法	その他	
サッカー	サッカー協会								
	一般	—	—	高校生以上	—	神谷康治 ☎080-3650-3899	電話連絡		
	園児、 小学1・2年	日	高浜小学校	—	3,500円/月	神谷悠一 ☎080-3656-1970 メール tfc1970@ katch.ne.jp	電話連絡 もしくは 練習会場 にて直接		
	小学3年	木・土・日	五反田グラウンド 高浜小学校		4,500円/月				
	小学4年	木・土・日			5,500円/月				
	小学5年	火・金・土・日			6,000円/月				
	小学6年	水・金・土・日			6,000円/月				
	中学生	火・水・金・土・日	翼小学校 流作グラウンド 芳川緑地 多目的広場	中学生	8,000円/月				
	女子	—	—	小学生以上 女子	—	神谷康治 ☎080-3650-3899	電話連絡		
シニア	—	—	40歳以上	—	長坂昭志 ☎52-7035 ☎090-3480-6908	電話連絡	年齢別…40歳 以上、50歳以 上、60歳以上		
フットサル	月1回程度 日曜日にリーグ戦	高浜小体育館	中学生以上 (代表は20歳 以上)	1チーム 13,000円/年 個人登録 300円/年	神谷直子 ☎090-9920-2722	電話連絡			
軟式野球	高浜市軟式 野球連盟	日(試合の開催)	市内グラウンド	高校生以上	新規 50,000円/年 継続 45,000円/年	鈴木勝彦 ☎53-1700 工藤武信 ☎52-1864	電話連絡 ※10人 以上	連盟取り決め 事項あり	
	少年野球								
	吉浜クラブ	土・日 8時30分～17時	流作グラウンド (5・6年) 吉浜小学校 (1～4年)	吉浜小学校 児童	1,000円 (入会金) 1,500円/月 1,000円 (保険料)	浅岡俊光 ☎53-3780 ☎090-2269-1538	電話連絡 もしくは 練習会場 にて直接	1か月間の仮 入団あり	
	高浜軍	土・日 9時～17時	橋本グラウンド 高浜小学校 など	高浜小学校 児童	1,500円 (入会金) 1,750円/月	野村辰弥 ☎53-2888 ☎090-6618-2523 メール takahamagun@ gmail.com	電話連絡 もしくは 学校配布 チラシよ り	1か月間の仮 入団あり ※保険加入必須	
	ラビット ボーイズ	土・日 9時～17時	港小学校 研屋こども 広場	港小学校児童	2,000円/月	新美明博 ☎090-5636-9823	電話連絡 もしくは 学校配布 チラシよ り	1か月間の仮 入団あり ※保険加入必須	
	少年野球 高浜翼	土・日 9時～17時	翼小学校 流作グラウンド	翼小学校児童	1,000円 (入会金) 2,000円/月	古賀賢一 ☎090-2922-9177	電話連絡 もしくは 練習会場 にて直接	1か月間の仮 入団あり	
	高取 ファイターズ	土・日 9時～17時 土・日 12時～17時	五反田第2 グラウンド (5・6年生) 高取小学校 (1～4年生)	高取小学校 児童	2,350円/月 ※体験あり	五藤文徳 ☎090-6090-3905	電話連絡 もしくは 練習会場 にて直接	1か月間の仮 入団あり	
	陸上競技	ランニング	水 4月～7月 17時～18時30分 8月～3月 18時～19時30分	中部公園 吉浜小学校	小学3年生～ 中学3年生	6,000円/年	佐野昭二 ☎090-9182-8409	電話連絡	NPO法人たか はまスポーツ クラブの教室 として実施
		高浜走友会	土 7時～9時	フレンド公園 周辺	18歳以上	8,000円/年	吉川宏司 ☎080-5298-8098		
	柔道	高浜少年 柔道教室	土 17時～20時40分	高浜中学校 柔剣道場 および 高浜南中学校	5歳以上	3,000円/月	森田泰行 ☎090-5876-4613 メール rkbnd872@yahoo. co.jp	電話連絡 もしくは メール	HP または facebookペ ージも確認し てください。 ※1か月間無 料体験あり ※保険加入必須



バレーボール連盟



弓道協会



サッカー協会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容を変更もしくは中止する場合があります。

特集

お知らせ

情報ファイル

催し・募集

催し & 募集

- 日 日時
- 場 場所
- 内 内容
- 講 講師
- 募 募集対象・人数
- 費 費用
- 持 持ち物
- 他 その他
- 催 主催
- 申 申込先・申込方法
- 問 問合せ先

マスク着用と
3密回避のお願い

密集
密接
密閉

にならないように
注意しましょう

高浜まちづくり協議会の催し

みんなであそぼ
もじ・かずあそび

☎52-1110-1

(午前9時～午後5時)

Eメール yh-machikyoo@katch.ne.jp

幼児を持つママたちに、遊びながら学べる場や、ママ＆ベビーに子育てなど

について話し合える場を提供します。

日 4月～9月の毎月第3日曜日

・めばえコース

午前10時～10時50分

・ステップUPコース

午前11時～正午

内 「もじであそぼ」「かずであそぼ」

「カードであそぼ」「ジグソーであそぼ」

「おうたであそぼ」

※別途「軽い柔軟・なわとびなど」

「季節行事などのお楽しみ会」

費 3,000円(6か月分)

別途教材費600円

募 ・めばえコース5組(先着順)

満1歳以上の幼児と保護者

・ステップUPコース10組(先着順)

満3歳以上の幼児と保護者

場 吉浜ふれあいプラザ2階

申 Eメールにて、子どもの氏名と生

年月日、保護者の氏名、住所、電

話番号を連絡

高浜まちづくり協議会の催し

てくてく体操教室

☎87-9112

(午前9時～午後5時)

健康寿命は足から。歩くための筋力・バランス力をきたえ、足腰に負担をかけない歩き方をマスターします。脳トレもあります。

大山千本桜 ライトアップ

日 3月26日(金)～4月11日(日)
午後6時～8時30分

※開花状況および新型コロナウイルス感染症の状況により時間が変更になる場合があります。

場 大山緑地 ※駐車場にかぎりがあります。

問 高浜まちづくり協議会 ☎87-9112



日 4月～令和4年3月の毎月第1・

2月曜日(月2回)

午前10時15分～11時

※祝日は休み、代わりに第3または

第4月曜日に開催

場 高浜ふれあいプラザ 2階

募 18人(市内在住・先着順)

※火曜日・金曜日開催の健康づくり

体操参加者は、参加不可

費 無料 持タオル、飲み物

申 電話にて氏名、住所、電話番号を

連絡(3月6日(土) 午前10時～受

付開始)

サンビレッジ衣浦温水プール 親子スイミング参加者募集

☎41-2655

・1部 浮く練習から15m泳ぐ事を目標としたレッスン。

・2部 クロールで25m泳ぐ事を目標としたレッスン。

・小学1年生から2年生対象

・小学1年生から4年生対象

※小学3年生以下は保護者の同伴

募 1・2部各5人

(先着順)

費 プール入場料

(大人440円・

子ども220円)



	日程	時間	募集期間
1回目	4月10日(土)	1部 11:00～	3月9日(火) 正午～ 31日(水)
	4月17日(土)	11:30～	
	4月24日(土)	2部 11:30～	
	5月1日(土)	12:00	

	日程	時間	募集期間
2回目	5月15日(土)	1部 11:00～	3月9日(火) 正午～ 31日(水)
	5月22日(土)	11:30～	
	5月29日(土)	2部 11:30～	
	6月5日(土)	12:00	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容を変更もしくは中止する場合があります。

西三河イベント

公共交通機関を利用してください。

〔安城市〕

デンパーク

フラワーフェスティバル

☎02-71111

<https://denpark.jp/>

色とりどりのチューリップや美しい桜が見ごろを迎えます。園内を走るイースタートレイン「メルヘン号」が新登場するほか、企画展「くまのがっこう 旅するジャッキーマーケット」では、たくさんさんの雑貨とわくわくに溢れたマーケットを開催します。そのほか、花の大温室フロールプレイスでの「スイートフラワーショー」、動物イベント、大道芸など家族で楽しめるイベントが盛りだくさん。BBQガーデン「ピクニック」では、手ぶらで本格的なバーベキューも楽しめます（事前予約）。詳しくはデンパークホームページを確認してください。

☎3月13日(土)～5月9日(日)

・開園時間…午前9時30分～午後5時（5月1日(土)～5日(祝)は午後9時まで）

・休園日…毎週火曜日（3月30日(火)、5月4日(祝)は開園）

〔岡崎市〕 桜まつり

（一社）岡崎市観光協会

☎0564-64-1163
0564-64-1638

岡崎城の天守を中心に約800本の桜が咲き競います。ライトアップされた夜桜は東海随一の美しさを誇ります。

☎夜間照明

3月25日(木)～4月7日(水)

午後6時～9時（露店は午後8時まで）

※桜の開花状況により期間を変更する場合があります。



図書館情報

3月の休館日 2日、9日、16日、23日、30日の火曜日



図書館
ホームページは
こちら

新型コロナウイルス感染症の状況により、中止になる場合があります。開催の有無、日時は図書館ホームページを確認いただくか、図書館にお問い合わせください。

問合せ先 図書館 ☎52-0240

高浜市立図書館 Twitterはじめました!

1月よりTwitterで図書館からのお知らせやイベントの案内など、図書館の最新情報を発信しています。ぜひ活用してください。

【Twitter】@takahama_lib

【Facebook】@takahamalib

「書籍除菌機 ブックシャワー」で 図書館の本を清潔・快適に!

図書館では、本の「除菌、埃取り、消臭」ができる「書籍除菌機」を設置しています。1回の使用にかかる時間は約30秒。図書館の本にかざり無料で使用することができます。ぜひ活用してください。

設置場所 図書館(本館)カウンター横



定例おはなし会

乳幼児のおはなし会[要予約].....

●赤ちゃんおはなし会「あんよ☆あんよ」【高取】

3月15日(月) 午前10時30分～11時

●マザリーズのベビーブックのひととき【高取】

3月12日(金) 午前10時30分～11時30分

幼児～小学生のおはなし会[先着順/定員5組]

●カタリーネのおはなし会と読書相談

(読書アドバイザーの日)【本館】

毎週月曜日 午後3時～3時15分

毎週水・金・土曜日 午前10時30分～10時45分

●土ようおはなし会のみんなおいでおはなし会【本館】

3月6日(土) 午後3時～3時15分

※【本館】=図書館本館「えほんの森」

【高取】=高取図書室 【吉浜】=吉浜図書室

まちづくり思い出ばなし vol.3

「まち協のイベントには理由がある」というおはなし

高浜市のまちづくりの思い出のあれこれを地域の方へのインタビューを交えて紹介します。今回は、翼小学校区のまちづくり協議会立ち上げのころから関わっている神谷忠雄事務局長(湯山町)にうかがった、「意味のあるイベント」とおした新興住宅地でのきずなづくりのおはなしです。

町内会の副会長のときからまちづくりに関わるようになり、かれこれ10年です。

「まち協はイベントばかりだよな。」と言うひとがいるけれど、理由があるよと伝えたいです。もともと翼小学校区は市内でも新興の住宅地です。そのつながりは薄かったのではないかと思います。転入してきた家庭にも「参加したほうがいい」としてもらえ、みんなで取り組めることがあれば、垣根がなくなる。ひいては地域全体の課題解決につながれば一番いい、という考えで、翼まちづくり協議会は「防犯・防災」に活動を特化しました。防犯防災運動会というイベントの形にしたのも、知識と顔見知りを増やしてほしいからです。それに、楽しくなければ参加したくないですよ。



▲昨年度の「翼まち協防災防犯運動会」

コロナ禍になり、いろいろな活動が自粛となりました。青パトの巡回も、内部で賛否両論出ました。しかし、夜道が危ないなどの事実は変わらないのです。コロナを理由にやめるのは簡単ですが、地域の安全のためにはパトロールを続ける方策を考えようということになり、消毒や換気などルールを徹底して継続しました。



▲青パトの説明をする神谷忠雄さん

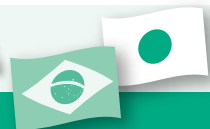
まちづくりには「つながり」や「人間関係」が大切だと思っています。また、私自身は、製造業で勤め上げ「モノづくり」の精神の「あきらめない」姿勢を叩き込まれてきました。やるべきことは、前向きに。まだまだ新しいことを吸収したいという気持ちでいます。

神谷忠雄さん談(湯山町)

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ

※ A Home Page oficial da cidade de Takahama pode ser traduzido em 4 idiomas, Inglês, Chinês, Coreano e Português.



Plantão dos consultórios médicos e odontológicos nos feriados - meses de março e abril.

3月・4月の休日等在宅当番医

☆Associação médica do Município de Takahama.
Atendimento médico, plantão aos domingos e feriados. Horário: 9:00~12:00 e de 13:30~17:00

Dia e mês	Nome da Clínica	Bairro	☎
7/3	Tanemura Jibiinkouka	Shinmei	54-3434
14	Okabe Shika Ganka Clinic	Mukaiyama	52-7775
20	Mikawa Hifuka	Koike	52-8008
21	Iwatsuki Geka Naika Clinic	Hieda	53-3458
28	Kondo Clinic	Yashiki	53-0029
4/4	Terao Naika Shonika	Koike	53-0073
11	Masuda Jibiinkoka Iin	Sawatari	52-3030
18	Takahama Seikei Riumachi Clinic	Sawatari	52-5221
25	Yoshihama Clinic	Kuretake	52-5110
29	Iwai Naika Clinic	Futatsuike	54-1019

☆Associação Odontológica do Município de Takahama. Atendimento odontológico, plantão aos domingos. Horário: 9:00~12:00

Dia e mês	Nome da Clínica	Bairro	☎
7/3	Yuyama Dental Office	Yuyama	54-0007
14	Morita Dental Clinic	Sawatari	52-2336
21	Inagaki Dental Clinic	Hieda	52-5611
28	Minato Dental Clini	Futatsuike	52-6666
4/4	Kajikawa Shika	Yuyama	52-6456
11	Kirara Shika	Shinmei	54-5454
18	Katou Shika Clinic	Yashiki	54-4488
25	Okabe Shika Ganka Clinic [SHIKA]	Mukaiyama	52-7775

ujeito a alterações, verifique antes de consultar. Em caso de emergência, após o horário de expediente do consultório, contato: Centro de Informação médica de emergência (Kyukyu Iryou Jyouhou Center). (☎36-1133・http://www.qq.pref.aichi.jp/).

Primavera, cerimônia de formatura e de ingresso na escola, transferências, início de novos empregos e tempo de muitas mudanças de endereços.

REALIZE O MAIS RÁPIDO POSSÍVEL OS TRÂMITES DE MUDANÇA DE ENDEREÇO!

住所異動の手続きはお早めに!

CONTATO: Balcão de atendimento da Prefeitura Municipal de Takahama (Shimin madoguti grupo) ☎ 52-1111 (ramais 214 e 218)


◆Recepção: Shimin madoguchi Grupo (Prefeitura 1º andar)

◆Horário: Dias úteis (segunda a sexta), das 8h30 às 17h15 (Notificações de alteração de endereço não podem ser feitas nos dias úteis após as 17h15, e nem nos sábados, domingos e feriados).

転入届 (TENNYU)・転出届 (TENSUTSU)・転居届 (TENKYO)

※Às pessoas que comparecerem ao balcão de atendimento para fazerem a notificação de mudança de endereço, devem apresentar um documento que comprove a sua identidade (Documento de identificação) (*1).

※Quando a própria pessoa ou membros da mesma família que está de mudança não puderem comparecer na prefeitura para fazer a notificação, é obrigatório a apresentação de Procuração(*2) (ININJYO).

区分 Categoria	転入(Tennyu) ※Quando mudar de outro Município para a Cidade de Takahama	転出(Tenshutsu) ※Quando mudar da Cidade de Takahama, para outro município (Será emitido Certificado de mudança de endereço)	転居(Tenkyo) ※Quando mudar de endereço dentro da Cidade de Takahama
Prazo para notificação	Notificar no prazo de 14 dias após a mudança para o Município de Takahama.	Fazer a notificação à prefeitura de Takahama duas (2) semanas antes de mudar para outra cidade.	Informar à Prefeitura no prazo de 14 dias, após mudar para o novo endereço.
Quem poderá realizar trâmites	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membros da família que irão viver no mesmo endereço. • Àqueles que não são da família, será necessário procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membros da mesma família do requerente que está de mudança. • Àqueles que não são da família, será necessário procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membros da mesma família do requerente que está de mudança. • Àqueles que não são da família, será necessário procuração (ININJYO).
O que deve trazer	<ul style="list-style-type: none"> • Certificado de mudança de endereço - Tenshutsu Shoumeisho (Emitido pela Cidade do endereço anterior). • Cartão My Number (somente quem possuir) ※Será colocado o novo endereço no cartão. • Documento que comprove sua identidade (Documento de identificação). 	<ul style="list-style-type: none"> • Cartão de Registro de carimbo-INKAN TOUROKUSHO (Somente quem possuir registro) • Documento que comprove sua identidade (Documento de identificação). 	<ul style="list-style-type: none"> • Cartão My Number (somente quem possuir) ※Será inserido o novo endereço no cartão. • Documento que comprove sua identidade (Documento de identificação).

(*1) Documento que comprove sua identidade (Documento de identificação).

Traga ① ou ②

- ① Um documento com foto emitido por repartição pública (Carteira de habilitação, passaporte, etc.)
- ② Em caso de documentos sem foto, traga no mínimo 2 (dois) (Cartão de Seguro Saúde, Caderneta de Aposentadoria, Cartão de Kaigo Hoken, Carteira de estudante, etc.)

(*2) PROCURAÇÃO (ININJYO)

- Deve ser escrito à mão pela pessoa que está de mudança (não é exigido para Familiares que constem no mesmo registro familiar).
 - Veja o modelo à direita, e saiba o formato da procuração
- ① Tudo deve ser escrito (à mão) pela pessoa que está de mudança.
 - ② Certifique-se de escrever a finalidade da procuração (転入届 (TENNYU)・転出届 (TENSUTSU)・転居届 (TENKYO)) na parte△△△△△ do modelo.
 - ③ Na procuração para notificação de mudança de endereço pode-se usar um carimbo comum.
 - ④ É necessário apresentar documento que comprove a identidade (Documento de identificação) do outorgante.

MODELO

委任状 PROCURAÇÃO

代理人 住所 ○○市○○町○番地
氏名 愛知一郎
生年月日 昭和○年○月○日

私は、上記の者を代理人と定め
次の権限を委任します。

1. △△△△△に関すること

令和 年 月 日

委任者 住所 高浜市青木町四丁目1番地2
氏名 高浜太郎
生年月日 昭和○年○月○日

◆Outros ・Se você tiver o Juki Card, entre em contato antecipadamente.

市では、これまで高浜が歩んできた歴史や人々の記憶を知り、市の有形・無形の資料を整理して後世へ伝えるとともに、今を生きる私たち、そして将来のまちづくりのために、今を生きることを目的として、市民の皆さんの協力を得ながら、新たな「高浜市誌」の編さんを進めています。
編さん作業の中で掘り起こされた写真や資料などを中心に、まちのこれまでのあゆみや魅力・自慢などを紹介します。「こんなこと知っている!」「他にもこんなことがあったよ!」といった情報がありましたら、お寄せください。

たかはま アーカイブ



鴨が橋をかける!?



▲大正～昭和初期の鴨ヶ橋(絵葉書：高浜市立郷土資料館蔵)



▲高浜村字訳絵図にある「鴨ヶ橋」の地名

高浜市域に「鴨ヶ橋」という昔ばなしが伝わっているのをご存じでしょうか。このお話には何通りかの説がありますが、すべてに共通しているのは「ある人物が、高浜(村)の沢渡川という川までやってきたが、川幅がひろくて渡ることができず困っていた。すると、どこからかたぐさんの鴨がやってきて橋をつくってくれたので、その背を渡り歩いた。」というものです。

これが本当にあったできごとか定かではありませんが、かつて「鴨ヶ橋」という地名が存在していました。現在の稗田町二丁目あたりがその場所です。明治6年(1873)に作成された「高浜村字訳絵図」(高浜市立郷土資料館蔵)には、「鴨ヶ橋」という地名とともに稗田川に注ぎ込む川が描かれており、これが昔ばなしに出てきた沢渡川と思われる。

また、大正～昭和初期の絵葉書には、かつての鴨ヶ橋の写真が使われています。どのくらいの川幅だったのかはわかりませんが、簡単にはまたげなかつたのでしよう。川には、大きな石材を加工してつくったと思われる橋かけられています。昔ばなしのように困る人が出ないよう、しっかりとした橋をつくったのかもしれない。(Y・H)

問合せ先 [いきいき文化スポーツグループ](#) ☎52-1111(内線330)

高浜を愛し、高浜の良さを学んで高浜でたくましく生きる未来市民の育成
「学校」「家庭」「地域」が一体となって子どもたちを育むため、毎月のめざす生活習慣・学習習慣を皆さんと共有します。

- 〈めざす年長児〉ともだちやみぢかなひととなかよくします。
- 〈めざす小6生〉友達や学校を大切に思い、役に立つことを進んで行います。
- 〈めざす中3生〉家庭や地域を大切に思い、役に立つことを進んで行います。

高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣育成プロジェクト
[いきいき教育センターグループ](#) ☎52-1111(内線311)

3月
自分のまちを大切にす子

ポルトガル語は
24・25ページ

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

市公式ホームページでは、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語の4か国への変換機能を利用できます。

早期配布にご協力ください。